

第2回郡上市総合教育会議 要録

開催日時：令和2年12月22日（火）13:30～15:25

開催場所：本庁舎4階 委員会室

出席者

構 成 員	：	市長	日置 敏明	、	教育長	熊田 一泰
		教育長職務代理者	原 初次郎	、	教育委員	杉本 尚之
		教育委員	水野 秋子	、	教育委員	猪島 玲子
オブザーバー	：	副市長	青木 修	、	市長公室付部長	河合 保隆
		教育次長	佃 良之			
陪 席	：	教育総務課長	長尾 実	、	社会教育課長	松島 浩生
		学校教育課長	武藤 裕二	、	学校教育課長補佐	永井 伸幸
事 務 局	：	市長公室長	日置 美晴	、	企画課長	入木田瑞樹
		企画課長補佐	笠野祐美子			
傍 聴 人	：	1名				

【議事】（1）学校運営協議会制度について

（2）成人式について

【報告事項】（1）大和地域統合小学校について

1. 開会

室長： 今年度第2回となる総合教育会議を始める。なお、1名傍聴の希望があったので入室を許可している。本日は、コミュニティスクールを目指した「学校運営協議会について」と「成人式について」「大和地域統合小学校について」の3点の議題について協議をお願いします。

2. 市長あいさつ

今年も残り少なくなってきたが、皆さんには何と言っても新型コロナウイルスのことでいろいろと心配りいただいたことと思う。早く収束してほしいと思っているところであり、今後も皆で一致協力して立ち向かっていただければと思う。今日はいくつか議題があるようだがよろしくご協議をお願いします。

3. 教育長あいさつ

社会は今コロナ一色であり、学校もコロナ感染防止に十分力を入れているが、私はコ

コロナを言い訳にして日常の通常の教育がなおざりになっては当然いけないし、子供たちに確かな力を付けてくることが非常に大事なことだと思っている。そんな中でとてもいいニュースがいくつかあったので紹介させていただく。

子供たちに読む力や書く力、考える力や表現力を付けていくのだが、片桐図書館長が私に「こんな素晴らしいニュースが入った。」と教えてくれた。岐阜県青少年読書感想文コンクールは、毎日新聞が主催で県内で4万点以上申し込みがあり、小・中・高校の部のうち、小・中の部で4部門あるが、その中で郡上市が最優秀賞に3人、優秀賞に1人、優良賞に1人、佳作に該当するSLA賞という全国学校図書館協議会長賞に1点ということで6点入った。これがどれほど凄いかというと、県内で一番入賞者が多かったのが岐阜市で7点、2位が郡上市で6点、その次が瑞穂市と高山市で4点、その次が関市・羽島市・大垣市で3点ということで、もちろん最優秀賞を3点もとったのは、岐阜市でも1点だけなので郡上市だけということになる。片桐館長が子供たちのすごい活躍と頑張りだという話をしている。岐阜市は学校数は郡上市の2倍以上あるし、児童生徒数は10倍以上あるので、これは読書感想文の分野だが、郡上市の子供たちの読む力や書く力が確実に頑張っているなということが言える。それから郡上学にも力を入れているが、私がとてもうれしかったのが、ちょうど今日の新聞に大和第一北小の児童が学校で育てたパンジーに短歌を添えてお年寄りの家に配ったと、コロナ対策で会えないので玄関に置いてきたということで、通常だと地域の人が学校に花を持ってきてくれたり親が花を持ってきてくれるのだが、逆に学校で育てた花を、それも郡上の特色の短歌を添えてお年寄りに配るとするのは本当に私としては理想の活動というか、こんなことをやってくれるんだと。一方では相生小学校に匿名で巨大クリスマスリースが届いて、そこには「コロナに負けるなガンバレ相生小学校」と書いてあったということが大きく今日の新聞に出ていた。相生小学校は先日、全国最高の学校安全表彰、文科大臣賞を取っており、岐阜県で1校だけ、全国でも18校であった。これも新聞に大きく載ったが、多分地域の方がこういうのを見て、相生小が誇りで相生小の子供を励まそうと思って匿名で凄いクリスマスリースを学校に置いていったのだろう。そういうのを見て本当に地域が学校を大事にしてくれる。そういうようなことが今日の新聞でもあったので、ぜひ今日はコミュニティスクールなどの話題もあるが、郡上の教育がコロナに負けないで一層充実したものにしていっていただきたいと思う。今日はよろしく願います。

4. 議事

(1) 学校運営協議会制度について

学教課長

学教課長補佐： 資料 1-1 資料 1-2にて説明

市長： この問題については昨年度来検討を進めてもらっているが、今日説明のあったことについて質問等があれば願います。

委員： 資料 1-1、4 ページについて確認したいが、下のところに「だから、コミュ

ニティスクールにします！」というところの2番に「義務教育9年間の学びの充実のために」とある下に「小中一貫教育」とあるが、郡上市としては小中一貫教育にまでまだ踏み込んでいない、これは連携という意味で出されたと思うが、「小中一貫教育」とあると小中一貫校もしくは義務教育校に向かうのかという誤解を招くと思うがどうか。

学教課長補佐： その通りである。連携を図って教育を進めていくという意味で、小中一貫校にしていくということではないし、校長会における一つの内部資料としてこういう表現が使われているということである。

市長： 変更はきくのか。

学教課長補佐： はい。

市長： 今の意見は「小中一貫教育」というのは、中身は連携した一貫した教育ということで一貫教育校を作るという意味ではないと、そういうことか。

委員： 小中一貫校を目指すことと誤解されかねない表現だったので確認した。

市長： 誤解の無いような書き方にするように。

委員： 校長会からの資料の中の4ページで、「令和3～5年度にかけて」の「中学校区ごとに拡大学校運営協議会、旧7ヶ町村単位に地域学校協働本部を設置する。」となっているが、これらが校長会の意向であって決定したということではないと思うが、これをある程度汲んで案を考えているのか、説明はなかったがもう一枚の資料に学校運営協議会と地域学校協働本部のイメージが付いているが、①②には今の校長会のものは反映されていないが、それは考えているのかそうではないのかということが一つと、相生小学校の規則が載っているが、これはここで動いているだろうが、今回郡上市としての規則を作るわけだが、そこら辺はどうやって運営していくようになるのか。

学教課長補佐： まず4ページのことだが、あくまで校長会の思いである。校長会としてはこうしてほしいということは聞いたが、これは意見として伺っている状態である。地域学校協働本部についてはどういう単位で設置していくのかということも含めて、来年度以降検討していくというのが現状である。1月に出した資料が大きく、あまり分からなくなっているが、この範囲について学校はどういう単位でできるのかまだ今後検討していくことになるし、こちらについても実際どういう形で協働本部ができるかということも検討材料の一つだと考えている。相生地域の協議会規則との整合だが、これはあくまでも案である。校長先生方、相生の八幡西中学校の校長先生、相生小学校の校長先生に対しても学校運営協議会の規則の状態は見ていただいた。今後それを受けて相生地域の学校運営協議会としてどうやっていくかということで、今後整合は図っていく必要はある。

委員： 見たら違う部分があるので、相生地域は実際もう動いているので、やっている活動については慎重に、相生の方々を大切に進めていただくと良い。

市長： 相生地区の説明したものは、相生地区をモデルとして作るとすればこういう形になるという案なのか、それとももう作っているということか。

学教課長補佐： これについては今こういう形で考え始めているということで、これをモデルにしてくれということでもない。

市長： 運営協議会を設置するとなるとこういうことも考えられるという案ということか。

学教課長補佐： はい。

委員： 実際動いているわけではないのか。

学教課長補佐： まだこれで動き始めているというものではない。

教育長： 相生地区については、数年前に郡上市の研究推進校としての指定を受けて、郡上市が小中学校の連携であったり地域の連携について研究を進めてくださいという委嘱をして講習会を開き、その時にも話題に上がった、もしコミュニティスクール化した時には相生だったらどんなふうにしていけばいいのかということをして PTA、地域も関わって相談してきた、そういう一つのプランということである。

委員： 資料 1-1 の 1 ページに表題として「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について」とあるが、今の段階では学校運営協議会制度というよりもコミュニティスクールという言葉の方が一般的に知れ渡った制度なので、例えばコミュニティスクールについて調べたいと検索をかけた場合、今の郡上市学校運営協議会規則の中では一言もコミュニティスクールという言葉が出ていないので、インターネット等で調べようと思った場合にヒットしないのではないかと危惧する。例えば表題のところに括弧して「コミュニティスクール制度」とか文言を含めることができないか。

学教課長補佐： そういったことが例規上できるのかということも確かめて検討していきたい。

市長： 今回、前回の案と変わったところで説明があったが、資料 1-1 の第 14 条のところ、学校運営協議会というのがこれを設けることによってコミュニティスクールと言えるということで、今まであった評議会というのは参考に意見を聞かせてもらうというものであった。前回からもこの運営協議会の権能というか所掌事務というかそういうことが議論になっていたと思うが、3 ページの『協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。』というのを『校長に対して意見を述べることができる。』に改めたということだが、厳密に解釈すると校長先生は協議会の意見を受ければ「我が校の運営協議会からこういう意見が出ました」ということを教育委員会へ連絡はあるかもしれないが、この規定だと直接協議会は教育委員会に対して意見を述べることができないという形になる。学校運営協議会の規則の中でも、「この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。」ということで、47 条の 5 も「教育委員会は教育委員会規則で定めるところによりその所管に属する学校云々の協議会を置くことができる」と書いてあって、この法律自体の中に「学校運営協議会は学校に対する～～について教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる」と法律で書いてある権能を与えてあるものを、法律に基づいて制定する教育委員会規則でその部分を落とすということは法規上良いのか。その辺は検討したのか。

学教課長補佐： 法規的な部分については確かめていないので確認する。

市長： 確かに各教育委員会はこの法律によって「教育委員会規則で定めるところにより」と書いてあるが、その同じ法律の中に学校運営協議会は例えば、運営に関する事項について「教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる」と法律上授けてある。そうすると、法律上授けてあるのを条例で削るということは法律上この運営協議会の権能はこうだと定めているものを狭めていることになる。その辺は法律と条例という問題からするといいのか。

学教課長補佐： それについては確かめる。

市長： あくまでも学校運営協議会というのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則ったものを最後は各教育委員会の規則によって定めるということ。だから法律と条例というものの関係上からすると法律は当然それに優先するので、ここは「教育委員会の規則に定めるところによる」と書いてあるので、そこは狭めていいのか悪いのか、解釈が成り立っているのかどうか調べてもらいたい。それから、3 ページの第 4 条の学校の予算の編成及び執行に関することとか、施設管理及び整備に関することは仮に取ったわけだが、地教行法が既定している学校運営協議会の権能という点で問題はないか。

学教課長補佐： それについても併せて確認する。

市長： もう一つデリケートな話だが、第 5 項に書いてある「学校運営協議会は当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる」という規定があるが、規則上はこのことについては特に書いてないが法律上できるとなるが、その辺の議論はされたか。

学教課長補佐： それについても議論して意見を頂いた。それを明記していないということについては問題がないと確認ができています。ただ、人事に対して意見を聞かないのかということそういうわけではなく、学校運営全般について意見を述べるができるという内容に含まれていると、そういう意見があれば当然そのことについても話は聞くという解釈でいる。

市長： 運営協議会が持つ学校の運営に関する校長の方針についての承認をする・しないという大きな権能が与えられたわけだが、あとはここに書いてあるようなことは法律と条例との関係であるが、第 5 項のようなことは条例には定

めないけども法律に定めてあるので、そういう意見を申し出ることにはできるというふうに理解すればいいか。

学教課長補佐： はい。

市長： 他の先発している教育委員会の運営協議会規則等に、こういうことの触れ方というのはないか。

学教課長： 教職員の任用に関する第 5 項の記述だが、当初この記述があったために学校運営協議会化するのに手を上げる自治体が少なかった。この権限を与えることによって学校が混乱するとか、やりにくいことになってしまっただけではないということで、法律の方も意見の範囲については「教育委員会規則で定める事項」ということで追加されている。「意見を述べることはできる」とは書いてあるが、その範囲については「教育委員会規則で定める事項」ということになり、その部分は絶対に付けなければならないということではない。

市長： 採用とか任用についての意見の内、教育委員会規則で定める事項の範囲では意見を述べるができるということですね。その運営協議会規則を定めるときに、教育委員会規則で定める範囲はこれだという情報は今の案には含まれていないのか。別途定めるのか。

学教課長： その部分については定める予定はない。

教育長： この間の教育委員会定例会で、人事についてどうするかという話になった時に、第 14 条の「協議会は対象学校の運営全般について、校長に対して意見を述べるができる。」というなかに、例えば音楽の先生が少ないので音楽の先生をもらってほしいとか、そういった組織に関することも学校運営に入ってくるので、第 14 条でそういったことを言ってもらったらどうかと。それを校長が教育委員会と人事の話をするので、それが該当するのではないかということになった。それまでは組織編成に関することということで、その下に「組織編成に関することを協議会の承認を得ることとする」とあり、逆に言うと組織編成で協議会が「承認しません。」という組織ができなくなってしまうので、それについては意見を言うていただくこととし、それが第 14 条の「運営全般について校長に意見を述べる」という中に、当然組織のことも学校運営のことも言うてもらおうという捉えである。

市長： 地教行法に残っている第 5 項で、こういう範囲で意見を述べるができるという規定があり、それは教育委員会規則で定めるところによるという定めがあるとすると、その定めというのはいどこかに書き込んであるのか。

学教課長： 一つは第 13 条にある「教育課程の編成に関すること」「学校経営計画に関すること」「その他校長が必要と認める事項」、これについて承認を得ることなので、ここの段階で学校長がたてた方針についての意見を承ることの一つの事例となるし、第 14 条の「対象学校の運営全般について、校長に対して意見を述べるができる。」ということで、運営面について意見を述べ

るということがここでは規定されている、と考える。

市 長： その表現が先ほど読み上げた法律の第5項にある、「規則に定めたところにより…」という事項について意見を述べることができるというものの範囲を示しているというふうに読めばよいのか。それで十分なのかどうか法令的な検討をしたほうが良い。

副 市 長： 29年の3月に改正された中で、「協議会の委員は意見を述べることができる」というのは消されたわけではないが、その他に「協議する」ということも加えられている。協議をするということは、資料1-1にある令和3年4月1日に郡上市学校運営協議会規則を次のように定めるというものの中に、「委員は意見を述べることができる」とあるけれども、協議会として協議ができるかどうかということが書いてあるかないか気になった。協議という文言は一つは出ているが、位置づけがここで本当にいいのかという心配がある。そういう意味で、29年に変えられた中身をもう少しチェックした上で教育委員会規則の内容を見直したほうが良い。先ほどの説明で協議、協議とあり、全て「協議」に変えてしまったのかと思ったが、「意見を述べることができる」は残っているはずなので、「意見を述べることができる」というのを「協議」と同じ意味ですというのか、その辺の言葉の使い方として確認したほうが良い。

教 育 長： 今の法律的なことについても、先進で学校運営協議会制度を条例で決めたところがあり、その中で人事権については延べないというところがあるところがあるので、そういったところも再度、「協議する」といった文言であったり、そういったものについて照らし合わせ、また、市の法律の専門の方に相談することでどうか。

学教課長補佐： はい。

市 長： 今日は結論を出さず、その辺を検討して次回ということによいか。

学教課長補佐： はい。

副 市 長： 29年の3月に改正された改正内容が教育委員会規則の方でどういうふうに反映するのかということが分かるようにすると、この部分が教育委員会規則ではこの表現になっているということが分かる。そうすると法の関係がはつきりしてくる。整理すると矛盾がなくなる。もしそれが困るということだと、学校運営協議会という名前を使うのはよくない。別の名前を付けるとかしなければならぬが、果たしてそれをやっていいのか疑問が残る。

市 長： その辺をもう一度検討するように。

学教課長補佐： はい。

(2) 成人式について

社教課長： 資料2 にて説明

市 長： これは教育委員会では検討されているということか。

委員：　そうです。

市長：　三重県の伊賀市は 18 歳にしたという特別な理由は、民法や投票権等が 18 歳だからということか。

社教課長：　基本はやはり民法が 18 歳になったので、それに合わせてというところだと思し、また、郡上市のアンケートで 18 歳と答えた方の殆どが「法律が 18 歳になったから」という回答だった。

教育長：　他市が 20 歳が多いからというよりも、結婚を考えても結婚式と披露宴があり、私は披露宴というイメージで、自覚をするというか皆さんにお披露目をする、そういうような場で一番ふさわしいのではないかと思う。

副市長：　私はこのままでいいと思う。20 歳で。まだ 18 歳だと高校在学中が大半なので、そういうことを考えると。

教育長：　多分、入試などで参加しない人が沢山出てくると思う。

市長：　やる時期にもよる。

それではこの会議としても 20 歳で行いたいと思うがよろしいか。ただ問題は、郡上市は 20 歳で成人式をやるということをいつアナウンスするのだが、3 年後からの成人式より当面の成人式の方が大丈夫か、本当にやるのかと言われてきているような状況なので、成人式等も無事行い、落ち着いたところで、適当なところで対外的には公表したほうが良いと思う。

我々、教育会議としても郡上市としては 20 歳で成人式を行う、今後、法が施行されてもということをお願いする。

社教課長：　分かりました。

市長：　今年の成人式だが、飲食店組合等と意見交換したが、大変心配している。特に郡上市外に就学・就職している人たちが来て、それを受け入れての成人式になるので、式典もさることながら、その後の新成人の交流会みたいなことが、我々が呼び掛けている大人数での長時間の飲食を伴った会合という形になると具合が悪い。聞いている範囲では実行委員会を通して呼び掛けているということだが、徹底してもらえるか。

社教課長：　新成人全員には案内状とは別に、コロナの注意事項について文書を発送した。その中で成人式の 2 週間前から大人数での飲食は慎むように案内してあるし、実行委員会の中でも、実行委員の皆さんから決して「会食しよう」という呼びかけはしないように話をしてある。ただ、絶対だめだとは言いついてはいないが、注意は促している。

教育次長：　効果があるか分からないが、最初は「5 人以上の会食は控えましょう」という原案を作っていたが、こういう状況になってきたし、この間の生徒の分科会の提言が「会食は控えましょう」となっていたので、あまり命令調になってもいけないが、実行委員会という立場では「会食は控えましょう」と、5 人というのは取った。ただ、やる場合は提言にのっていた新年会や忘年会のよ

うなやり方に準じて、短時間でとか机は斜め向かいにとか具体的なことも入られて示しはした。表現的には少し強めた。

市長： 店の人が言っていたには、始めは少人数だったのが、盛り上がってくると電話で連絡して「今ここにいるから来ないか。」という話になり 10 人とかになったらどうするのかというようなことを心配していた。かなり強く大事をとって、できるだけ会食をしないようにした方がいい。

教育長： 事前には実行委員会から紙が配ってあるが、当日のアナウンスを十分入れたらどうか。再度、当日も終わってからもお願いするとアナウンスする。

委員： 内容も、せっかく地元に戻ってきたので、「家には年老いたおじいちゃんおばあちゃんもいるし、みんな帰ってきてくれて喜んでいるが、そういうこともあるから考えてね。」というふうなことも、気持ちも入れて伝えるといい。

市長： 今の帰省を控えるようにとの呼びかけのなかで、当初出席する予定だったがやめるという連絡は来ていないか。

社教課長： 今、出欠を取りまとめているところだが、この状況で行くと例年と同じ出席率になる。先週も北部の実行委員会を行ったが、「うちのクラスは宴会はやめました。」という答えをしている人もいたので、全体的にはそういう流れなのかなとは思っている。

教育長： クラスでの宴会はやめてもらわなければいけない。同窓会を開くと 5 人以上になってしまう。

委員： 式典の後に第 2 部のアトラクションとあるが、非常に盛り上がる場面で、どうしても大きな声が出るが、その辺りはどうなのか。

社教課長： 十分そこはアナウンスで注意は呼びかけるし、ステージ上の人と下の人は混じらないように注意するし、恩師の先生は来ていただくがステージの袖から前に出ていくという程度の動きにするよう計画している。

委員： 家で熱があった場合はもちろん欠席になると思うが、受付で検温した時に熱があった場合、保護者は参列できないので帰るが、一人体温が高かった子は晴れ着を着てきているがどのように対応するのか。もちろん差別があってはいけないし、北部南部でも同じ対応にしなければいけない。色々なことを想定して、こういう場合はこうするというのを常に考え、協議しなければならない。別室で対応するのか、誰が対応するのか、対応するときにはフェイスシールドをするのか、本人には記念品だけ渡すのか、病院はどうするのか。後手後手にならないように十分に想定してやっていただきたい。

社教課長： まだ最終的にどうするか決めかねているところもあるが、やはりその場で熱があるということは想定できないこともないので、別室で記念写真を撮るとか、別室でステージの様子が分かるとか、そういったことはまだ時間があるので検討していきたい。

市長： 式典の様子を別室でモニターテレビで見られるのか。

社教課長：　　そうできないかと今相談している。

市　　長：　　万一のこと、現場でそういうこともあり得るので考えるように。

教　育　長：　　委員が言われたように、親が車で送ってきて帰ってしまったとすると、別室で待っていていただき、親に連絡して家族に迎えに来てもらうようにして、他の人と絶対接触しないようにしないといけない。

市　　長：　　コロナ対策を万全に願います。

　　今の議題は、20歳成人式で郡上市はいくと決めて、ただ、発表の時期は適切な時期とする。

5. 報告事項

(1) 大和地域統合小学校について

教総課長：　　次第で議事としていたが、報告事項とさせていただく。

資料3にて報告

委　　員：　　準備委員会の方に大和の住人ということで参加している。教育委員会事務局もここまで持ってくるまでに、地元やPTAに何回も何回も出向いて説明して、大和の住民に対しても回覧で回ったり、ここまで細かくやってくれたことに対してありがたかった。いつも定例会の中で事務局から話を聞いているが、これでいいと思って準備委員会に参加するが、いざ参加すると、住民の皆さんはそこにさらされたもの、それ以上にもっと「大和が一つになるのだからいい学校にしていこう、住民の子の未来のために頑張ろう」という雰囲気になり、時々事務局の方も心配される場面があることはあるが、例えば面積のことが出たが、八幡小学校はあれだけの運動場でやれるのだから、ということ为例え出したら、「だから我慢しろ」というふうな認識で住民は受け止める。そういうふうで学校ができてしまっただけは何にもならない。せっかく統合したのに、住民の方々が今以上の学校にしていこう、だからその方法はどうすればいいのかということをしっかり受け止めて、地域・住民の方に近寄って、住民の方が言うこともそうだが、こちらの言うこともそうだという関係性までもっていただくとありがたいと思い、会議に参加している。ここで話すのと地域の方々と一緒に話すのとでは、だいぶ温度差があったりして、地域ではこういうふうに思っているんだなということがそこそこであると思う。違う話だが、フィールドミュージアムのところで、今年紅葉がすごくきれいだった。日によっては第2駐車場まで一杯で、道路まで一杯で入る事すらできなかったという日があったそうだ。「紅葉すごいね。」という話をしたら、これは地域のおじさんが自分の山へ行ったら一輪車で紅葉を抜いて持ってきて植えた紅葉だという話を聞いた。そして裏にある素晴らしい石垣も地域のおじさんが積んでくれたと。地域の方を巻き込んでいて、整備が終わった後には、そこにある『ももちどり』におじさんたちは毎日コ

ーヒーを飲みに行き、自分たちが手をかけた庭を景色を見ていたと。今は既に全員亡くなっているということだが、その方々がコーヒーを飲みながら未来の大和の想像をどれだけされたかなと思ったら、私の眼にはそのおじさんの姿がはっきりと見えてきて愛しくなってきた。そういった何年後ということも考えて、何に対しても公共のものに対してそういった気持ちだとスムーズにやっていけるのではないかと思った。

教 育 長： 確認だが、準備委員会は私も出ているが、プールの授業を1日2時間を2回程度で検討という話題は出てなかったと思うが、これは校長会が出したのか。

教総課長： まだ事務局案である。

教 育 長： 10時間体育の授業を実施しているが、これだと2×2で4時間なのですごく減らすことになる。そこは慎重に願います。

市 長： 10時間程度というところを2時間の2回程度でというと、4時間しかないじゃないかと言われる。

教総課長： 全体的な体育の時間、そのものの見直しというところも含めて、今後検討となってくる。

市 長： それは校長会が出してきたのか。

教総課長： 大和地域の校長会のそういう考え方で。

市 長： 小学生の年間の体育の授業は105時間、その内、水泳の授業は10時間程度というのは一つの標準ですね。

教総課長： そうです。

市 長： そうすると、そういう標準を受けて今後、総合スポーツセンターでやる場合、1日2時間の授業を2回実施で検討と書いてあるのは、満たすべき体育の授業の内の水泳を体験するというのが、半分以下になるのではということにならないのか。

教総課長： 集中してというか、2時間ぶっ続けでやるということも含めてだが、この時間についてはあくまでも校長会の方で検討をされているが、郡上市全体の中で、ここだけではなく、美並の三城小学校でもすでに今年度実施する予定で、時間数についても年間で3時間程度と聞いている。

市 長： その程度というのは、何か示された標準があるのだろうか、それだけ弾力性があるのか。

教総課長： それは教育課程では弾力性があるということですよ。

教 育 長： あまり具体的な数字を出されると、すごく削減されたようなので、よく検討して、こういう理由でこうだということを出したほうが良い。これだと事務局がこれで通すみたいになるので、その辺は慎重にやった方がいい。

教総課長： こちらについては一切まだ出していない。

市 長： 水泳というのは身を守るという意味でも大事なことでもある。ここに書い

てあるのは数字で書いてあるだけで、裁量の余地のあるという、一般に受け入れられているということであればいいが、そうでなければプールをここでは作らないので、行き帰りの時間がとられるし、本当は10時間やらなければいけないところを4時間で済ますというニュアンスに取られると、それはやっぱり壊すからだということになってしまう。

教総課長： その辺は慎重に行う。

副市長： 今、委員が言われたことは非常に大事なことである。一番最初のところにコミュニティスクールについての議論があったが、ある意味でコミュニティスクールの具体的な姿として、この学校の統合と、新しく学校が出来上がった時の環境の整備まで、そういった考え方でいくことが大事だろう。コミュニティスクールはコミュニティスクール、校舎の統合と建築はそれだけと分けてしまうと、これは何なのという話になりかねない。実は前、学校の古い備品を新しい学校に移すというときに反対があった。業者に任せろと。そうすると大変な額がかかる。それはいけない、PTAと子供たちと一緒に頑張って新しい学校に自分たちのこれから使う物を一人一個でもいいので、持っていく日を作りましょうと、その日を設けてやった。それをするによって子供たち自身もPTAの人たちも自分たちの学校を自分たちで何とかしていくんだと、少しでもできたように思う。その後で、炎天下で校長が子供を使って物を持たせたと新聞に書かれたが、それは考え方の違いなので、是非、環境づくりにしても学校の教育課程にしても、それまでの間に地域の皆さんやPTAの皆さんの意見を十分聞いていただき、新しい時代に相応しい学校づくりになるようにしていただきたい。その際に注意したいことは、あれやってこれやってというのを全て聞いてしまうというのは決して好ましいことではない。そこは十分協議をするということによって、お互いに折り合えることで折り合っていくことが必要である。そういう意味で、コミュニティスクールの大事なスタートとなる学校だという考え方を持っていただけるとありがたい。

委員： 前日もらった資料の中にあったが、コミュニティスクールは当事者意識を醸成するというような文章があったかと思うが、コミュニティスクールというのは、学校運営協議会の制度というのはやはり、地域の住民も子供たちも学校の職員も全てが当事者意識が必要であり、協議委員を批判するわけではないが、お客様で来て意見を聞くのではなく、その人たちも一緒に汗をかいてもらうのも意味あるし、考えを出してもらうのもあるし、一緒になって悩むこともある。そういった当事者意識を全ての参加される方にさせていただくのが、このコミュニティスクールの私の希望でもあるし、狙いというか、本来の姿ではないかと思う。大和の統合に関しても皆さんの意見を尊重しながらも、意見を言う皆さんにも当事者意識を、責任あるという重くなるか

もしれないが、ある程度の自分なりの責任を持った考えや意見を述べていただくということが大事ではないかと思っている。

市長： 大和の小学校の報告がもう少し時間がかかるかと思い、先程のコミュニティスクールの議論を早めに切り上げすぎたかもしれないので、せっかくの機会なので他に意見があれば伺いたい。

この絵にかいてあるコミュニティスクールというものが、何のために作るかというところで、「郡上学を深める、広げる」ということで1本に絞りすぎている気がする。必ずしも中学校・小学校の教育としては「郡上学」だけでは括れない小・中学校の学びというものもあると思うが、もう一つ、学校における教育というか地域との関り或いは参画の中で深められていくという形になると、何となくこれだとコミュニティスクールというのは「ふるさと学習」だけみたいな感じに、狭く、郡上のコミュニティスクールはとっているのかというようにとられないかという気がするがどうか。地域が関わることはそういうことでいいと絞り切るという考え方もあるかもしれないが、小・中学校の学びというものをそこだけで括り切れなところがあると思う。

教育長： 「郡上学を深める、広げる」という言葉が、前年度、岐阜大学と連携して行った地域学校協働本部というものの狙いをどうしていくかという中に、地域学校協働本部という組織を各学校ごとに作るか、旧町村で作るかという話題が出た時に、例えば白鳥町で一つ、大和町で一つ作った時に、白鳥町が「今日は子供と登山大会するぞ」、大和町は「今日は短歌大会やるぞ」と言ったら、子供の取り合いになってしまったり、目指す子供たちの姿を思った時に郡上としてどんな子供たちを育てたいかということで、郡上学という面も含めて「地域学校協働本部を一つ本部として考えて、各支部を作ってまた各支部でというのもある」と意見をいただいた時に、大変いいことだと思ったが、市長が言ったようにコミュニティスクールに「郡上を広げる、深める」をあまりにも前面に出しすぎてしまうと、そちらの方の誤解を招いてしまうことがある。一度この図についても、地域学校協働本部が重なって出てきてしまい、誤解を受ける感じがするので再考したい。

市長： 「学校に良い！地域に良い！」で『良良スクール』とあるが、この「学校」には児童生徒は入っているのか。「学校に良い」というのは学校教育にも良いという意味で、理解の問題かもしれないが。

教育長： これは地域学校協働本部と同じで、地域と学校が一つになってという意味で使っている。こういうものにするといろいろな捉えられ方になるというのはある。

市長： 「学校に良い！地域に良い！」で、肝心の子供たちが置き去りにされるとなると困る。言葉の意味を入れるようにしておけば良い。

学教課長補佐： はい。

市長： 課題を残したが、これはあまり時間をおかずに検討して、次回会議を開くようにされたい。

6. その他

特になし

7. 閉会

委員： 今年も10日を切って、春から新型コロナで一年終わるような気がする。迎える新年が穏やかで良い年であることを願い本日の会議を終了する。お疲れ様でした。